

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

2023 年度（令和 5 年度）

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

《今年度のキャッチフレーズ》

「設立理念の継承と時代に即した新たな変革」

令和 5 年度事業計画書

I. 事業・予算編成方針

公社は 2018 年度(平成 30 年度)を初年度とする「経営改革 5 年計画」を策定し、様々な改革に鋭意取り組んできた結果、概ね計画通り改革を進めることができた。その結果、財務面においては、収益の柱である介護保険収益の漸減傾向には歯止めをかけることができなかつたものの、組織体制や事業の見直し等の改革による支出抑制効果や市の支援等もあり増益決算となった。

特に 2020 年度(令和 2 年度)以降、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックや円安等に端を発した物価高騰が続く中、職員が一丸となって日々奮闘し、事業運営を途絶えさせることなく困難な時期を乗り越えてきた。

5 年計画の終了年度においては計画を総括する中で、33 項目のうち計画通り「実施完了できたもの」、「実施できなかったもの」、「継続して取り組んでいるもの」に分類し、それぞれ分析や検証を行ってきたが、この間の経営改革の成果を踏まえて、新たに今後 5 年の経営方針を「中期経営戦略計画」として策定し、この計画を基に更なる成長を目指して事業運営に取り組んでいくものとする。

2023 年度(令和 5 年度)は公社の経営にとって、新たな計画の初年度であり非常に重要な年度となるが、公社を取り巻く社会環境は先行き不透明で、財務的にも厳しいことが想定される。そういった状況の中で、改めて公社設立趣旨、理念を念頭に置き、26 年の歴史と経験に裏打ちされた堅実な事業運営はもとより、多くの課題や危機を乗り越えていくために、あらゆる選択肢を排除しない大胆な発想と細密な分析に基づく事業運営のかじ取りを、速やかに行う必要がある。

引き続き宇治市や宇治市社会福祉協議会との連携に努めながら市民の負託に応えられるよう安心と信頼のサービス提供に向けて役職員一丸となって取り組んでいく。

II. 重点項目

「中期経営戦略計画」に基づき、計画初年度となる今年度については下記の重点項目を掲げて事業計画、予算作成に取り組む。

1. 宇治市の共同パートナーとして地域福祉の推進に寄与し、公社の存在価値を高める取り組み

- ① 公社の設立時の目的の一つとして、市内在宅保健福祉サービスを手掛ける先駆的な法人として、他法人の範となるサービス提供が示されている。この間、法令遵守に基づいた利用者本位の質の高いサービス提供を掲げ、利用者、市民の負託に応えてきたところである。しかし、新たな体制を機に今一度、公社設立理念やモットー、倫理規則に照らしてサービス部門毎に点検を行い、公社のモットーである「利用者本位のあたたかいサービスの提供」をより一層、明確に具現化する。

- ② 指定管理を受けている地域福祉センターを活動拠点としてこれまで事業を行ってきた。長引くコロナ禍においては、地域密着型事業を実施することが難しかったが、地域住民から公社は地域になくてはならない存在であることを認識いただくためにも、コロナ禍の動静を見据えながら関係団体との協働を深化させ、地域ニーズに基づいた公社ならではの地域密着型事業の取組み、地域からの信頼や地域福祉拠点として地域への発信力を高める取組みを行う。
- ③ 公社の公的側面である宇治市からの委託事業は宇治市のパートナーとしての公社の存在価値に相応しい重要な事業である。そのためには専門性を発揮した委託事業の実施と宇治市の期待に応え、これまで以上に事業成果を提示する必要がある。そのためにも懸案事項である各種委託事業の仕様、委託額について宇治市担当課との協議を継続する。

2. 介護保険事業等の収益事業の安定化を図る取組み

- ① 制度改定や介護人材不足という事業運営に係る課題や変化に対応できるよう、関係法令の改正の動きや正しい法令解釈に基づき、時宜に適した事業運営に資する情報収集・分析の徹底を図る。
- ② 公社人材育成計画に則り、公社で働く職員が各々の専門性を遺憾なく発揮し、自信を以て業務にあたれるよう、社内教育・研修に取り組む。とりわけ各部門における新人教育を含めた OJT を効果的に進めるための業務マニュアルの見直し等に速やかに取り組む。
併せて、介護人材不足に対し、新たな発想での人材確保策を提示できるように取り組む。(具体的には無資格者の採用後の資格取得支援や、高年齢者の積極的な登用等)

3. 中期経営戦略計画期間中(2023年度～2027年度)における重点施策への初年度の取組み

- ① 障害者サービスの事業拡充について (ヘルプサービス係・障害者相談支援センター係)
障害者サービスの事業拡充のために、ニーズ調査や経営分析、体制整備等について、ヘルプサービス係、障害者相談支援センター係を横断したプロジェクトチームを立ち上げる。
- ② 居宅介護支援事業所の拠点集約化について (ケアマネジメント係)
拠点集約化を進めるに当たって、課題整理等の検証作業を行う。
- ③ 効率的で実効性のある組織の再編について (事務局総務係)
事務部門 (事務局総務係と事業所事務、ヘルプ事務) の業務見直しを行う。
ICT の導入やアウトソーシング等についての調査検討を行う。
- ④ 多様な働き方と定年後の再雇用について (経営会議)
限られた人材の弾力的な運用に向けた多様な働き方に対する労働条件等の制度化、定年延長の制度検討作業に入る。

Ⅲ. 部門別重点項目

《介護保険部門》

「中期経営戦略計画」に位置付けられた、介護保険事業各部門において掲げられた目標及び年度毎の達成目標の完遂のため、各々必要な措置を講ずるとともに、半期毎に成果を検証する。

《障害者総合支援法部門》

「中期経営戦略計画」の重点施策の一つに位置付けられている障害者サービスの事業拡充について、のニーズ調査、供給体制に関する精査等具体的な検討を行い、年度内に結論を出す。

《宇治市委託事業部門》

宇治市の協働パートナーの立場を具体的に示す事業として、地域包括支援センターや介護予防事業をはじめとする市委託事業の受託は公社の活動拠点である地域福祉センターの指定管理の維持継続も含めて重要な事業である。よって、単年度はなく中・長期の視点に立って担当課と定期的な協議の場を設定し、専門セクターの立場から積極的に市に提案を行う。

《公社独自事業部門》

人材確保が困難を極める中、一昨年度、昨年度と「ほほえみ介護塾」の実績は好調であり、卒業生の入職率も高い。よって「ほほえみ介護塾」を重要な事業と位置づけ、初任者研修（130時間）と併せて、入門的研修（21時間）、生活支援従事者研修（59時間）、ガイドヘルパー養成研修等、市民の資格取得支援メニューを増やす方向で検討し、今後の多様な働き方に対応できるマンパワー養成と確保を目指す。更に自社内での質の高い講師養成を目指し、ケアワークの技術の向上を図る。

その他、介護保険外サービス（ほほえみサポート）の利用ニーズも依然として高いことから、従事するサポーターの確保、サービス提供のオペレーションの見直し等を行う。

《事務局総務部門》

「中期経営戦略計画」に位置付けられた事務部門の課題解決に向けて、まずは人事労務・給与・財務等の事務作業の効率化、内容の確実性を図るための業務見直しに努める。

併せて公社事務部門の、業務手順や経験の継承を中心に若手事務職員の育成にあたる。

IV. 理事会・評議員会の開催

理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は3ヵ月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

また、定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内で開催することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
5月	2022年度（令和4年度）事業報告について 2022年度（令和4年度）決算報告について
8月	2023年度（令和5年度）第1四半期までの事業進捗状況について 2023年度（令和5年度）第1四半期までの事業収支実績について
11月	2023年度（令和5年度）第2四半期までの事業進捗状況について 2023年度（令和5年度）第2四半期までの事業収支実績について
1月	2023年度（令和5年度）第3四半期までの事業進捗状況について 2023年度（令和5年度）第3四半期までの事業収支実績について
3月	2024年度（令和6年度）事業計画について 2024年度（令和6年度）収支予算について

*開催ごとに事前に三役会を開催する。

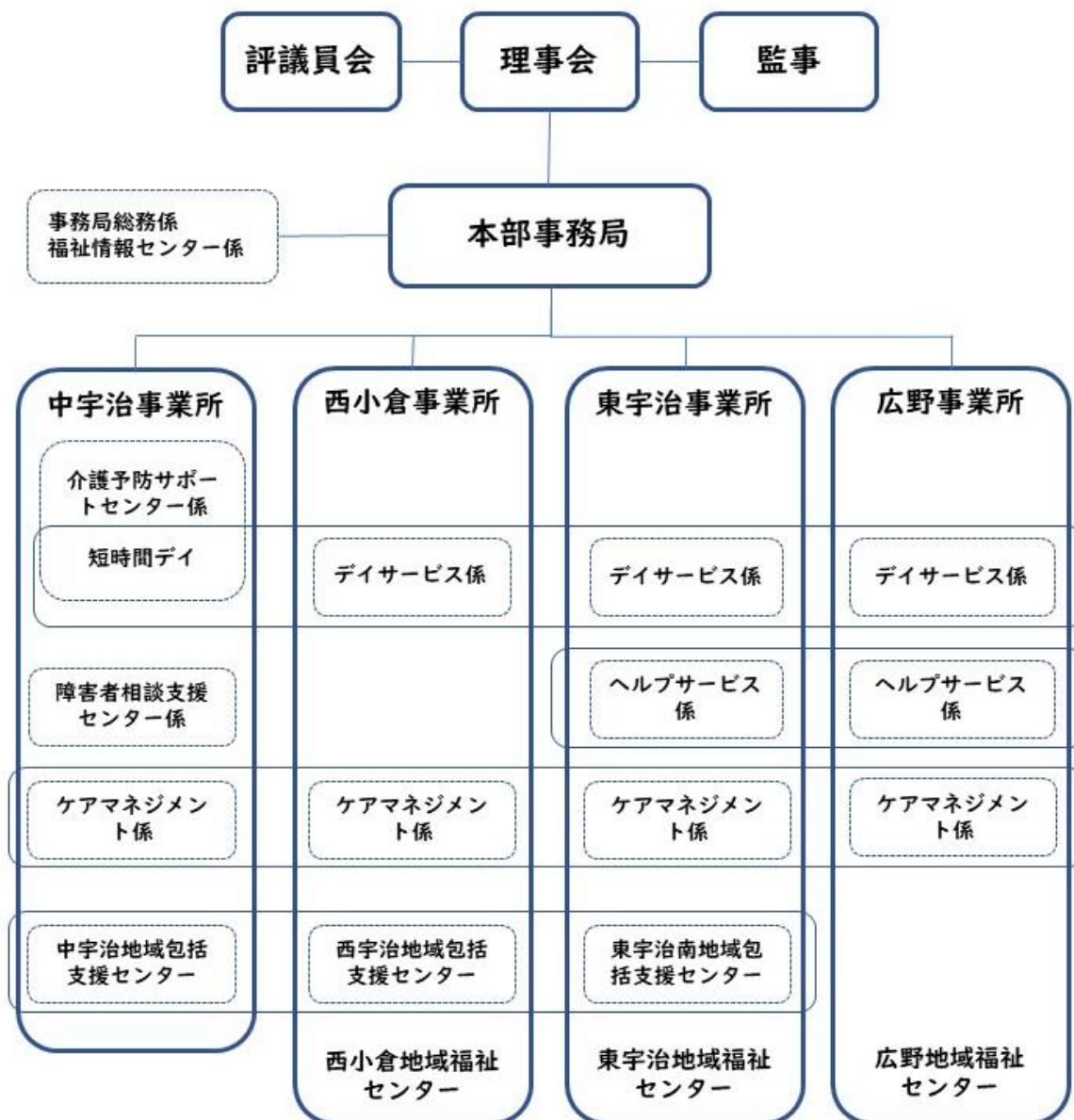
*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

開催月	主 な 件 名
6月	2022年度（令和4年度）事業報告について 2022年度（令和4年度）決算報告について
3月	2024年度（令和6年度）事業計画について 2024年度（令和6年度）収支予算について

*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

V. 組織図(令和5年度)



VI. 各種委員会の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会を設置してきたが、各部門における人材不足等により全委員出席による委員会開催が難しい状況や、一部の委員に負担が偏るといった課題があった。

そこで委員会活動の趣旨を鑑みて「一人一委員会」の形式は引き続き堅持しつつ、開催方法等を見直し、委員会に参加しやすい環境整備を行う。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会 ※事業所ごとに実施

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆CS向上委員会

- ・公社サービス利用者（顧客）の満足度を高めるための調査、各種提案、見直しに関すること。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、サービス向上の様々な提案、企画に関すること。
- ・事故、苦情、サンクスレポート及びヒヤリハット報告の取りまとめ、分析、周知に関すること。
- ・非常時等の業務継続計画の策定に関すること。

◆広報委員会

- ・情報誌「ぽっぽ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ、SNS等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。
- ・公社事業の魅力発信に関すること。

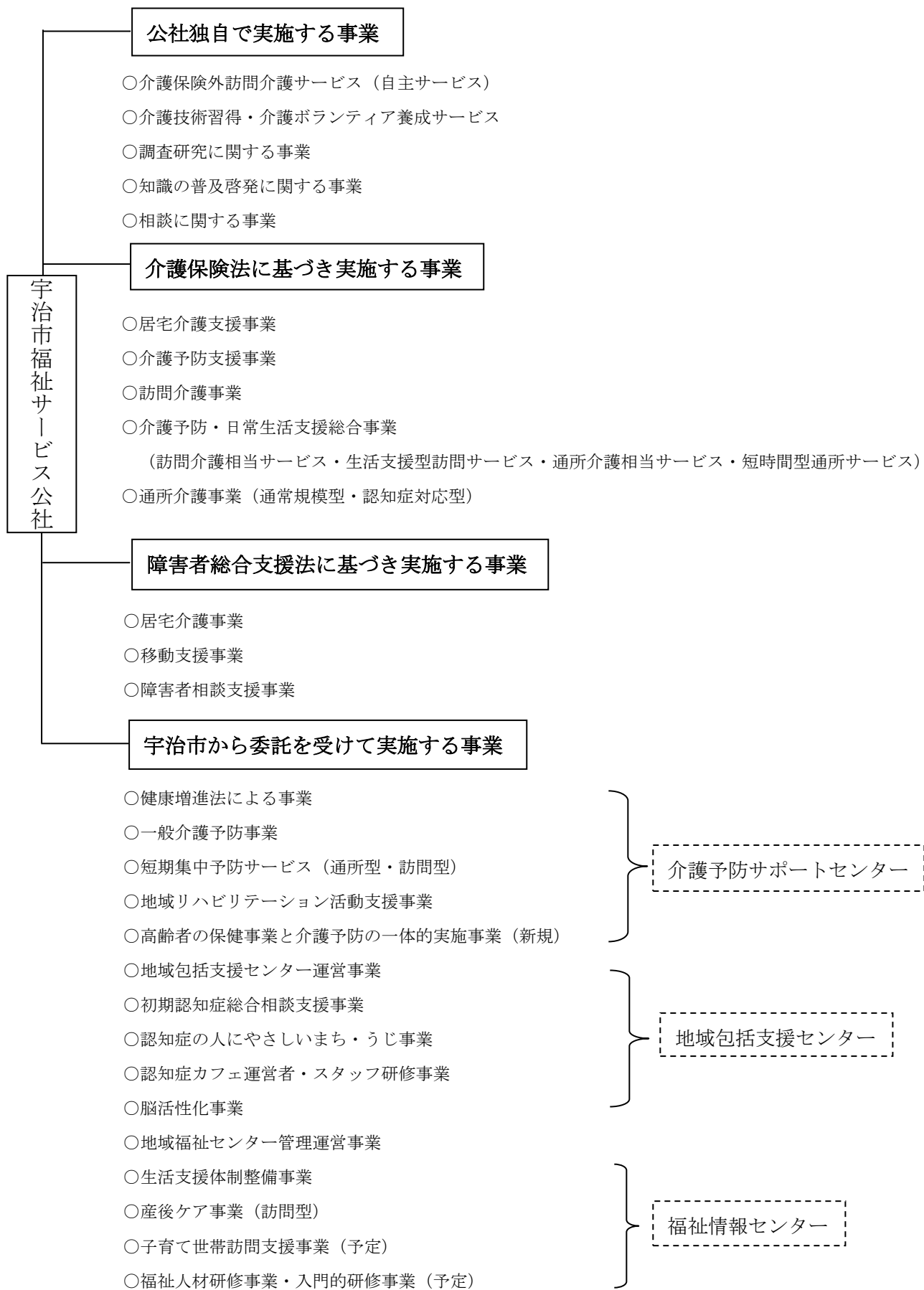
◆ES向上委員会

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。
- ・職員満足度調査に関すること。

◆働きやすい職場環境づくり委員会

- ・各現場における業務負担の軽減等見直しのための調査、提案に関すること。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関すること。
- ・ダブルワークや短時間勤務等、公社における多様な働き方についての調査、提言に関すること。

VII. 事業構成



VIII. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス「ほほえみサポート」）

この間、家事援助サービスの名称で介護保険制度では対応できないサービス（介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等）を、公社の独自サービスとして実施する。

病院内での見守り、介助支援を中心としたサービスをヘルプサービス係で、その他の介護保険対象外サービスについては、福祉情報センターが所管する「ほほえみサポート」がこれにあたる。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

また、移動支援従事者養成研修等、新たな資格取得のための研修事業の開催に向けて取り組む。

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぼっぼ」を年2回発行するとともに、ホームページや外部SNSを利活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。

また、地域団体等からの要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

コロナ禍で開催ができなかった地域密着事業（「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」等）については、順次再開させていけるよう取り組む。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

介護保険法に基づき実施する事業

(5) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、一人当たりの1ヵ月の目標給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保する。

(6) 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努める。

(7) 通所介護（通常規模型・認知症対応型）、通所介護相当サービス・短時間型通所サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図る。

公社デイとしてのサービス提供の共通指針を設けつつ、各事業所における特色づくりを行い、多様なニーズに対応できるようにする。とりわけ東宇治事業所においてはリハビリ機器を導入したことを踏まえて、早期にこれらを活用したサービス提供にあたる。

中宇治事業所内に昨年度開設した短時間型通所サービスの利用定員充足率90%を目標に、要支援者（事業対象者含む）に対して介護予防を目的とした運動に特化したサービスを行う。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(8) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な利用者に対して、利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際し、その移動の支援を行う。

③ 障害者相談支援事業

相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(9) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40 歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

- 1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65 歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知症予防活動の積極的なサポートを行う。

- 1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>
- 2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>
- 3) スロートレーニング教室 <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター等>
- 4) あたまイキイキ教室 <うじ安心館・市内介護予防拠点・市内集会所等>

③ 短期集中予防サービス

(通所型) <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 3 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

(訪問型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 6 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的な訪問による予防サービスを提供する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う。

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（新規）

宇治市が実施する地域団体に向けて専門職を派遣する事業のうち、運動器向上にかかるプログラムに専門職を派遣する。

⑥ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に出向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑦ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

- ① 認知症コーディネーターを設置し、初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施
- ② 認知症対応型カフェの企画・運営（初期認知症、認知症の不安のある人を支援するため、福祉施設のサロン等、気軽に集まれる場所で予防プログラムを実施し、認知症の発症や重症化を防ぐことを目的に実施）
- ③ 認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップに関すること ④家族支援プログラムのフォローに関すること を主な事業内容とする。
- ④ 認知症初期集中支援チーム事業

初期の認知症の疑いのある方や、認知症の診断を受けたが適切な医療、介護サービスに結び付いていない方を対象に、福祉、医療の専門職がペアで訪問し、所定のアセスメントツールに基づく調査にて、専門医、複数の医療、福祉専門職によるチームで検討を行い、関連する専門機関等と連携し、一人ひとりに応じた支援を短期的、集中的に行うことで、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援を行う事業として、中宇治地域包括支援センターの所管にて実施する。

⑧ 認知症の人にやさしいまち・うじ事業（宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど）

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 認知症カフェ運営者・スタッフ研修事業

京都府内で認知症カフェを運営する団体やスタッフ向けの研修会を開催する。

⑩ 脳活性化事業

地域において認知症の正しい理解を広げ、自主的に介護予防に取り組んでいただくために、認知症についての情報提供や、体操、レクリエーション等を行う教室を包括圏域ごとに月2回実施する。

- ・おいでやす脳活道場（中宇治圏域）
- ・レッツにしようじ（西宇治圏域）
- ・あつまれ元気の森（東宇治南圏域）

⑪ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託し、今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、より地域密着型の利用し易い地域の活動・交流の拠点を目指していく。

特に、コロナ禍により長らく休止している入浴提供について、宇治市と協議を行い実施の有無等について協議を行う他、運営協議会や地域関係団体等との積極的な関わりを通じて高齢者福祉のみならず多様な地域ニーズに応えられる地域福祉拠点を目指した取り組みを行う。

⑫ 生活支援体制整備事業

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割とする「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置して1層協議体業務（全市を対象）と2層協議体業務（中宇治圏域・西宇治圏域）に取り組む。

⑬ 産後ケア事業（訪問型）

産後ケア事業のうち、訪問による事業の一部を受託し、介護福祉士のホームヘルパーを派遣する。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業（予定）

子どもの養育環境に課題のある家庭等（ヤングケアラーを含む）への家事・育児等の支援のためにホームヘルパーを派遣する。

⑮ 福祉人材研修事業・入門的研修事業（予定）

- ・宇治市内の介護保険事業者で働く職員の資質向上を目的とした研修事業を企画・実施する。
- ・入門的研修を企画・実施する。